

悪質商法

こんな手口にご用心!!



架空請求詐欺



高齢者あてに、利用した覚えのない請求が、裁判所など公的機関を偽装して、電子メールやハガキなどで届くことがあります。

また、頼んだ覚えがない荷物が着払いで届くこともありますので、注意してください。

ワンクリック請求



パソコン・スマホでインターネットを利用しているときに、つい誤って画面ボタンを押してしまい、「ご登録ありがとうございました」などの文字が表示され、料金の支払いを求められることがあります。

色々な契約の変更

変更すると
安くなりますよ

インターネット回線契約や電話、電気、ガスなどの契約変更を勧める電話がかかってくる場合があります。

これらのサービス提供事業者はいわゆる「悪質業者」ではありませんが、代理店等が勧誘している場合が多く、「契約変更すると安くなる」と勧誘されることが多いです。

本当に安くなるのか、変更手続きなどをよく検討しましょう。



点検商法



「点検に来た」と言って訪問し、「水質に問題がある」、「屋根瓦がずれている」など事実と異なる報告や、不安をあおることにより、必要のない修繕などの契約をすすめる商法で、高齢者の被害が目立ちます。

こんな手口で困った時は、消費生活センターに

岐阜市消費生活センター

相談日時: 月・土曜日/午前9時~午後5時 火~金曜日/午前9時~午後7時
※毎月最終火曜日は電話相談のみ(火曜日が祝日の場合は翌日)
休 日: 日曜日・祝日・年末年始

TEL 058-268-1616 FAX 058-268-1066

〒500-8856 岐阜市橋本町1丁目10番地23 ハートフルスクエアG 1階